参考資料2

重要課題専門調査会の設置等について

平成２５年９月１３日
総合科学技術会議
一部改正　平成26年5月23日
総合科学技術・イノベーション会議

１　総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に重要課題専門調査会を設置する。

重要課題専門調査会は、第４期科学技術基本計画で示された課題達成型の政策を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた当面特に取り組むべき重要な課題並びに今後さらに取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。

２　総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。